

⑦北神戸線しあわせの料金所 ご利用のお客さまへ

2021年8月2日(月)より、『しあわせの料金所』をETCでご利用される場合、ETC車載器からETCカードを抜かずに通行料金のお支払い(ETCカードへの課金)が可能となります。

【新しいご利用方法】

ETC無線課金をご利用の場合



ETC車載器からETCカードを抜かずに料金所窓口にお進みください

現金またはETCカード手渡しでの課金をご利用の場合

【これまでどご利用方法は変わりません】

※ETCカード手渡しでの課金処理は裏面もご覧ください。

料金所内停止線で、必ず**一旦停止**をお願いします

駐車券をスタッフにお渡しいただき精算してください
駐車料金が必要な場合は、現金・回数券でお支払いください

「**高速道路通行料金はETC課金**で」とお申し付けください

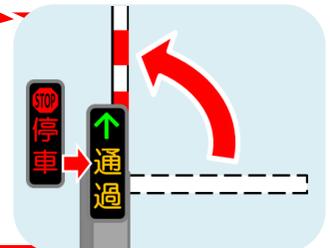
ETC車載器にETCカードを挿入したままお待ちください

高速道路通行料金は現金またはETCカード手渡しでお支払いください

お釣り・ETCカード・領収書/利用証明書の受け取り忘れにご注意ください

お支払い処理が完了すると、路側表示が「**停車**」→「**通過**」に変わり、開閉バーが上がりますので、確認して発進してください。

(バーは都合により運用していない場合があります)



〈お問い合わせ先〉 阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484 24時間(年中無休)

ETCカードを手渡しして課金処理が必要なご利用方法について

以下のご利用方法の場合は、ETCカードをETC車載器に挿入したままのご利用ができませんので、ETC車載器からETCカードを抜いて料金所スタッフにETCカードをお渡しください。

① 高速道路通行料金の障がい者割引適用対象の方で「ETC無線走行登録」をしていない場合

➡ 「手帳※1(または「ミライロID※2)」を確認させていただきます。

※1: 道路利用料金の割引に必要な事項を記載したもので、身体障がい者手帳又は療育手帳を指します。また、手帳/カードの形式は問いません。

※2: 手帳の記載事項等をスマートフォンなどに表示する機能を有するアプリ

通行料金の割引は、手帳に記載の条件を満たしている場合のみの適用です。
駐車料金の無料処理とは条件が異なりますのでご注意ください。

手帳を確認後、ETCカードに課金処理してお返ししますので、ETC車載器にETCカードを挿入して阪神高速道路の最終ご利用出口までご走行ください。

② 「通行料金額の記載がある利用証明書」が必要な場合

➡ 「金額記載のある利用証明書を希望」する旨、料金所スタッフにお申し出ください。なお、この場合は料金所通過後にETC車載器にETCカードを戻して出口まで走行しても、通行料金は距離料金の適用となりません。

